

多摩第二小学校校舎建替工事  
基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル

実施要領

## I. 趣旨

校舎建替計画の主旨並びに計画にあたっての条件・制約については、別紙「多摩第二小学校校舎建替えにあたっての基本的な考え方」のとおりとする。

## II. 一般事項

1 事業名 多摩第二小校校舎建替工事 基本・実施設計業務委託に係るプロポーザル  
(以下「プロポーザル」という。)

2 募集方式 公募型とする。

3 主催者 多摩市

4 事務局 多摩市教育委員会 教育部 教育振興課  
〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1  
(TEL 042-338-6874 ・ FAX 042-337-7620)

5 委託業務予定価格 103,334,805円(消費税込)(24～25年度継続事業)

6 支払条件 前払及び完了払

### 7 スケジュール

実施要領のホームページ掲載	平成24年10月 5日(金)
現地視察希望締切	平成24年10月12日(金)
関係資料の閲覧	平成24年10月15日(月)～10月19日(金)
現地視察(希望者)	平成24年10月17日(水)
質疑書の受付期間	平成24年10月15日(月)～10月19日(金)
質疑に対する回答	平成24年10月29日(月)
参加表明書提出締切	平成24年10月31日(水)
提案書の受付開始	平成24年11月 1日(木)
提案書の提出締切	平成24年12月 3日(月)
第一次審査結果の通知	平成24年12月28日(金) (郵送予定) (プロポーザル提出者全員に通知する)
第二次審査(ヒアリング)	平成25年 1月24日(木) (一次審査合格者のみ)
第二次審査結果の通知	平成25年 1月30日(木) (電話連絡予定) (ヒアリング参加者全員に通知する)
契約締結	平成25年 1月31日(金) (予定)

### 8 制約条件

プロポーザル提案に際しては、市民ワークショップで提示された基本コンセプトの主旨を十分に尊重するとともに計画事業費の範囲内で実現可能な提案内容とする。

### Ⅲ. 参加資格

#### 1 プロポーザル参加者に要求される資格要件

次の要件を満たす者とする。

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者(以下、「電子登録業者」という。)で、電子自治体「多摩市」、申請業種「建築設計」に登録があること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去3年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- ③技術提案書提出期限時において、多摩市もしくは国(公社・公団を含む)又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
- ④経営不振の状態〔会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。〕にないこと。(ただし、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。)
- ⑤多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれらの二親等内の親族が経営する企業等、又は議員が実質的な支配力を持つと思われる企業等でないこと。
- ⑥二親等内の親族が経営する企業等又は二親等内の親族同士が株式又は出資総額の2分の1以上を有する企業同士は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- ⑦事業協同組合と組合構成員は、いずれか1者のみ本案件に参加することができる。
- ⑧建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑨過去5年間(平成19年度以降)に学校建設(新築・改築及び大規模改造であり耐震補強工事や部分改修工事は除く。)の設計実績があること。
- ⑩関東地区(東京都・神奈川県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県)に本社または支社があること。

### Ⅳ 業務委託内容等

#### 1 委託内容

(1) 業務内容 多摩第二小学校校舎建替工事基本・実施設計業務委託

(2) 履行期間 契約締結の翌日から平成26年 3月31日まで

- ・本計画は「建築許可」(日影規制：既存建物不適格)を要する案件であることから本委託業務内において、特定行政庁への事前相談・事前調整及び申請業務を含むものとする。
  - ・エコスクールの取組みに対する「CASBEE学校」の評価を行う。※
  - ・本計画には将来構想の体育館の建替プランも合わせて行うものとする。
  - ・既存校舎の耐力度調査(文部科学省)を行う。
  - ・設計作業中の要所において各説明会(学校、保護者、議会、地域等)を開催する予定であり、計画趣旨・計画内容等の説明業務を含むものとする。(模型、パース作成)
- 業務内容の詳細は、別添「基本・実施設計業務委託仕様書」による。

## 2 委託契約

上記1の業務に関する委託は、多摩市の定める予定価格の範囲内で見積書提出に依り、契約を締結する。ただし、契約締結時までに参加資格要件②～④に該当した場合は、契約を締結しない。

## V 提出書類等

### 1 提出書類の内容、提出方法等

#### (1) 参加表明

プロポーザルに参加表明しようとする者は、以下の通り参加表明書を提出すること。

##### ①提出方法

提出期限までに教育振興課施設係にファックスで事前に送付の後、期限内に原本を提出。なお、来庁時には、必ず事前に電話連絡すること。

##### ②提出場所

多摩市役所 第二庁舎2階 教育部 教育振興課 施設係

(TEL 042-338-6874 ・ FAX 042-337-7620)

##### ③提出期限

平成24年10月31日(水)午後4時まで

(受付時間：土日祝日を除く午前9時から正午および午後1時から午後4時)

#### (2) 技術提案書

プロポーザル提案をしようとする者は、参加表明をした上で以下の通りプロポーザル提案書を作成し、提出しなければならない。

##### ①提出書類

作成要領に基づき、プロポーザル提案書を作成の上、提出すること。

##### ②提出場所

多摩市役所 第二庁舎2階 教育部 教育振興課 施設係

(TEL 042-338-6874 ・ FAX 042-337-7620)

##### ③提出期間

平成24年11月 1日(月)～平成24年12月 3日(月)

(受付時間：土日祝日を除く午前9時から正午および午後1時から午後4時)

##### ④提出方法

提出場所に持参すること。なお、来庁時には必ず事前に電話連絡すること。

##### ⑤提出部数

各12部(ただし、概算所要見積書および参考資料については各1部)

※内9部には、各書式とも設計事務所名・総括責任者・主任者等の名称等は記入しないこと。(他3部には、事務所名を記入すること)

##### ⑥提出上の留意事項

(イ)プロポーザル参加表明書が提出されていない者のプロポーザル提案書は受理しない。

(ロ)様式等は、プロポーザル作成要領によることとし、様式に合致しない場合は受理しない。

(ハ)プロポーザル提案書を受理した後は、その追加および修正は認めない。

(3) 第一次審査を通過した者は、第二次審査が行われる当日までに、多摩市の定める様式

で見積書を「教育振興課」（市役所 第二庁舎 2階）へ提出すること。

※ 見積書の様式は、多摩市公式ホームページ（契約・入札⇒各種様式集）参照

### 設計図書等の閲覧

(1) 既設建物の設計図書を閲覧することができる。

① 閲覧場所

多摩市役所 本庁舎 4F 「建築保全課」

② 閲覧期間

平成24年10月15日(月)～10月19日(金)

閲覧時間：土日祝日を除く午前9時から正午および午後1時から午後4時

③ 閲覧方法

閲覧を希望する者は、上記②の時間内に直接閲覧場所まで来ること(人数は1事務所3人までとする)。なお、当日の閲覧状況により、市の判断で閲覧を一時中止する場合がありますので、時間には余裕を持って来所すること。なお、必ず事前に電話連絡すること。 042-338-6932 (建築保全課直通)

### 3 現地確認

(1) 多摩第二小学校を視察することができる。

① 視察方法

視察を希望する者は、平成24年10月12日(金)までに視察希望及び参加人数を電話にて連絡すること。(人数は1事務所3人までとする)

② 視察日時

視察日は、平成24年10月17日(水)を予定しているが、視察希望者が多い場合は学校運営に支障が生じるため、グループ分けし、時間指定を行う場合もある。

③ 学校視察は単独では絶対に行わないこと。

## VI 審査方法および審査結果の発表

### 1 審査

業務候補者の選定にかかる審査は、多摩市が別に定める委員により組織された「多摩第二小学校校舎建替工事基本・実施設計業務委託に係る審査会」（以下、「審査会」という。）が実施する。

### 2 審査委員

会 長	上 野 淳	首都大学東京副学長
委 員	伊香賀 俊治	慶応義塾大学教授
委 員	佐 島 規	多摩市立多摩第二小学校長
委 員	飯 島 文彦	多摩第二小学校PTCA会長
委 員	曾 我 好男	多摩市 総務部長
委 員	川 田 賢司	多摩市 教育部長
委 員	川 島 清美	多摩市 教育部参事
委 員	乙 川 真一	多摩市 総務部建築保全課長
委 員	渡 邊 眞行	多摩市 教育部教育振興課長
	事務局	多摩市 教育部教育振興課

### 3 審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された提案書を別に設置する審査会において採点方式により審査する。審査方法は、2段階方式とし、第一次審査で提出された提案書を審査会において書類審査を実施し上位数社を選定する。第二次審査では第一次審査を通過した参加者に対してヒアリングを実施し、提出書類およびヒアリング結果を総合的に評価し、最適業務候補者ならびに次席者を選定する。

なお、前途により難しい場合は、審査会において合議により選定方法を定め、業務候補者並びに次席者を選定する。

### 4 審査項目(評価基準)

#### (1) 第一次審査の評価基準

	評価項目	評価事項
1	技術提案	1) 基本方針に基づく総合評価 平面プラン・教育的効果
2	事務所の実力	1) 主要業務並びに同種・類似業務の実績
3	担当チームの能力	1) 業務担当者の実務経験及び資格・能力 2) 担当者の技術力

#### (2) 第二次審査の評価基準

	評価項目	評価事項
1	担当チームの対応	1) 基本方針に対する考え方 2) 設計提案内容・実績 3) 取り組み意欲

### 5 審査結果の発表(予定)

- (1) 第一次審査結果 平成24年12月28日(金)プロポーザル提出者全員に通知する。
- (2) 第二次審査結果 平成25年1月30日(水) ヒアリング参加者全員に通知する。

### 6 参加報酬

プロポーザル提案書の作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザルへの参加に要した費用の一切は、参加者の負担とする。

## VII その他

### 1 プロポーザル提案書の無効について

以下の条件の一つ以上に該当する場合は、無効とする。

- ①本プロポーザルの実施要領および作成要領に示された条件に合致しないもの。
- ②上記①に定める要領の書式に示された記載事項の全部または一部が記載されていないものおよび記載事項以外の内容が記載されているもの
- ③許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ④提出書類に、故意に提案者が判別できるようにされたもの。
- ⑤プロポーザル参加表明書が提出されていないもの。
- ⑥本プロポーザルに関して、審査員と接触または連絡したもの。

⑦本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した場合。

## 2 質疑および回答

(1) このプロポーザルの質疑は、質問書(様式12)により、事務局まで郵送またはFAXおよびe-mailにより行うものとする。なお、e-mail(アドレスは下記に示す。)を利用する場合は、MS-WORDにて文書作成し添付すること。(MS-WORD以外の添付文書は受理しない。)

送付先アドレス : saeki-masami@city.tama.tokyo.jp

(2) 質疑書の受付期限は、平成24年10月19日(金)午後4時まで(必着)とする。

(3) 質疑に対する回答は、平成24年10月29日(月)にFAXまたはe-mailのどちらか希望する方法にて通知する。

(4) 質疑回答書は、実施要領の追加または修正とみなす。

## 3 その他

(1) 提出された全ての提案書は、選考の有無に関わらず、市が行う当該事業のPRのために用いることができるものとする。

(2) 提案書は、本プロポーザルに参加した企業等及び多摩市情報公開条例に基づく申請があったものには、契約締結後、市は公開することができるものとする。

(3) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

(4) 提出された書類等一式は、返却しない。

(5) 提案書に記載された総括者、主任担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。

(6) 本プロポーザルの作成のために多摩市より受領した資料は、多摩市の了解なく公表・使用することはできない。

(7) 契約手続きは、多摩市契約事務規則の規定による。

(8) プロポーザル参加表明書提出後、期限までにプロポーザル提案書が提出されない場合は辞退と見なす。

※「CASBEE学校」－学校施設における総合的な環境性能評価手法